

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、人々の夢をかなえ、社会を変える商品・サービスを通して、お客様に安心と笑顔を届け続けることが使命であり、この使命を果たすことを通じて企業価値の向上・株主共同の利益が実現されるものと考えています。このような認識の下、当社は経営の効率性、透明性を向上させ、株主の立場に立って企業価値を最大化することを目指しています。

当社は、創業者田中久重から引き継がれる当社グループのDNAである「飽くなき探究心と情熱」を忘れず、従業員一人ひとりが熱い情熱を持って行動し活躍できる環境をつくり、組織の力を高めていく経営を行うことこそが、当社の企業価値の源泉であると考えています。また、当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益を持続的かつ中長期的に向上させるためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域関係者等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

当社グループは2005年度の連結売上高が6兆3,000億円を超えるなど我が国有数の事業規模を有し、その事業範囲もデジタルプロダクト、電子デバイス、社会インフラ、家庭電器等と極めて広範囲に及んでいます。従って、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社の有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情その他当社の企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、上記の要素に鑑みて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

具体的には、買付行為のうち、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、強圧的二段階買付等、株主の皆様へ株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、買付内容を判断するために合理的に必要な情報を株主の皆様へ十分に提供することなく行われるもの、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法等）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不相当であるもの等は当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものと判断します。

2. 当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社グループはこれまで進めてきた構造改革を引き続き継続するとともに、今後は経営の軸足を成長へと移し、攻めの経営を断行することにより持続的成長を実現させていきま

す。

当社グループの主たる事業であるエネルギーとエレクトロニクスの事業分野ではグローバルな激しい競争があり、日々大きな変化が起こっています。当社グループは、このような激しい競争を勝ち抜くために、経営スピードを更に上げ、市場をリードしていきます。そのために差異化商品を次々と生み出し、強靱な収益体質を築き上げます。

また、経営上の課題を開発、調達・生産、営業の各プロセスにまで落とし込み、データに基づいて理論的に課題を解決するシックスシグマの手法を土台に、新たな発想を生み出す仕組みを強化し、浸透させます。このようにイノベーション（創新）を日常的に実行して、他のプロセスにも波及させていく「プロセスイノベーションの乗数効果の発揮に関する全社プログラム“i cube”」を推進することにより、競争力を飛躍的に高め、持続的成長につなげていきます。

当社は、デジタルプロダクツ部門、電子デバイス部門、社会インフラ部門を主力事業領域として位置づけています。デジタルプロダクツ部門については、ノートパソコン、ハードディスク装置、携帯電話等において、技術に裏打ちされた新商品を次々と提供していくことにより、商品の差異化、脱コモディティ化を行い、事業体質の強化と収益基盤の確立を図ります。併せて、SED テレビやHD DVD等の次世代の核となる新規事業を育て、成長の継続を目指します。電子デバイス部門については、NAND型フラッシュメモリへの積極的な資源投入を継続するとともに、SEDパネル、高付加価値液晶ディスプレイ、モバイル機器用燃料電池等の研究開発に積極的に取り組むことにより、収益の柱として更に発展させていきます。社会インフラ部門については、安定事業領域として一層の経営体質強化を進めつつ、新規事業の創造等を通じ安定的な収益基盤の更なる拡大、強化を目指します。また、ウェスチングハウス社グループを当社グループに迎えることにより、相互のシナジー効果を発揮させるとともに、グローバル展開を更に加速させていきます。

また、当社の幅広い経営資源を活用して、近い将来、到来するであろうユビキタス社会において、幅広い切り口でのソリューションを提供できる強みを活かしていくとともに、基盤技術や開発、調達・生産、営業等の活動を当社の主力事業領域で共有することにより、当社グループ全体に波及効果のある強みを育成してグループ事業の優位性の源泉を保っていきます。

当社グループが持続的な発展を続けるためには、世界各国、地域の社会に対し積極的に貢献し、企業の社会的責任（CSR）を果たすことにより、社会からの信頼を高めていくことが必要不可欠です。当社グループは、引き続き法令遵守、人権尊重、環境保全、社会貢献等のための活動を推進していきます。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 導入の目的

当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）は、当

社株式に対する買付その他これに類似する行為又はその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた際に、買付を行う者又はその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(2) 本プランの発動及び不発動に係る手続

(a) 対象となる買付

買付者により以下のいずれかに該当する買付（以下「対象買付」といいます。）がなされたときに、新株予約権の無償割当てをするか否かを検討します。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付

当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 特別委員会の設置

当社取締役会は、対象買付がなされたとき又はなされる可能性がある場合、速やかに特別委員会を設置します。

当社取締役会は、特別委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者からの独立性が高い社外取締役の中から特別委員会の委員を、委員の中から委員長を選定します。特別委員会の委員は 3 名以上とします。

(c) 買付者に対する情報提供の要求

対象買付を行う買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、買付者の買付内容の検討のために必要な別紙 1 に定める情報（以下「必要情報」といいます。）及び買付者が買付に際して本プラン

¹ 証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において、別段の定めがない限り同じとします。

² 証券取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)

³ 証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。

⁴ 証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。 において同じとします。

⁵ 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。

⁶ 証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。

⁷ 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除きます。

に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

特別委員会は、買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要な情報を追加提出するよう求めることがあります。

(d) 買付内容の検討、買付者との交渉

当社代表執行役に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者から買付説明書が提出された場合及び必要情報が追加提出された場合、当社代表執行役に対しても、特別委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見及びその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求します。

特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書を受領した後、原則として最長 60 日間（ただし、特別委員会はこの期間を延長することができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。）買付者の買付内容の検討、当社代表執行役が提示する代替案の検討、買付者と当社代表執行役の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、特別委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取します。その上で、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を検討します。なお、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させるために、特別委員会は、必要に応じ、直接又は間接に買付者と協議、交渉を行います。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

特別委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものとなるように、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

情報開示

特別委員会は、その判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、当社代表執行役から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と特別委員会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

(e) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものとします。

なお、特別委員会は、以下の手続に従い行われる勧告の内容その他の事項（ により特別委員会検討期間を延期する場合には延期する理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が(3)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを勧告します。なお、特別委員会は、必要と判断した場合には、新株予約権の無償割当てに関し、株主意思を直接確認することを勧告することもあります。

特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉の結果、買付者による買付が(3)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しなくなるか、該当しても新株予約権の無償割当てをすることが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てをしないことを勧告します⁸。

特別委員会が本プランの発動の延期を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時まで、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告に従い新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

(3) 新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者による買付が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められる場合、(2)「本プランの発動及び不発動に係る手続」に定める手続により、新株予約権の無償割当てを行います。

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付である場合

(b) 以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそ

⁸ ただし、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の無償割当ての勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

れのある買付である場合

株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、
当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為
当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流
用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産
等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的
高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- (c) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目
の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を
行うことをいいます。)等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれ
のある買付である場合
- (d) 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えるこ
となく行われる買付である場合
- (e) 必要情報その他買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主
の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合
- (f) 買付の条件等(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の
実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社のお客様、
取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。)が当社の企
業価値に鑑み不十分又は不適当な買付である場合

(4) 本新株予約権の概要

本プランが発動されることとなった場合、当社は、()買付者等による権利行使
は認められないとの行使条件及び()当社が当該買付者等以外の者から当社株式 1
株と引き換えに新株予約権 1 個を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(以
下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して無償割当てい
たします。本新株予約権の詳細については、別紙 2「新株予約権の要項」をご参照く
ださい。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2006 年 3 月期の定時株主総会の終結の時から 2009 年 3 月
期の定時株主総会の終結の時までの 3 年間とします。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃
止することができます。また、本プランの有効期間中に定時株主総会で承認いた
だく本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うこと
があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、その内容その他の事項につい

て、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの基本的考え方の株主総会での承認

本プランは、その基本的考え方についての、本年6月開催予定の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に導入することとしています。

5. 本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(1) 株主意思の反映

本プランは、その基本的考え方につき本年6月開催予定の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に導入することとしています。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

(2) 独立性の高い社外者の判断による判断と情報開示

当社は委員会設置会社であり、当社の執行役を監督する立場にある3名以上の独立性の高い社外取締役のみからなる特別委員会を構成することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。

更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

(3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

(4) 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得るこ

とができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、別紙 2「新株予約権の要項」.(4) に定める新株予約権を行使することができない買付者（以下「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合には、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを実施する場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様にご新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。（証券保管振替機構ご利用の株主様については、名義書換手続は不要です。）

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様にご交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただくことがあります。

なお、基準日以降の無償割当ての中止や割り当てた新株予約権の無償取得は予定しておりません。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

以上